「第2回宮城県子ども・子育て会議」会議録要旨

日 時:平成26年5月29日(木) 午前10時から正午まで

場 所:宮城県行政庁舎9階 第一会議室

出席者:足立智昭会長,君島昌志副会長,阿部清茂委員,五十嵐陽子委員,

池川尚美委員, 奥村秀定委員, 小林純子委員, 佐藤淳一委員, 清野正信委員, 髙野幸子委員, 村山十五委員, 若生充行委員

1 開会

2 委嘱状交付

加藤保健福祉部次長より清野委員、若生委員へ交付

司会(子育て支援課 江間副参事兼課長補佐)

- 本日欠席ではありますが、髙山委員、中野委員につきましても、本日付けで委員を委嘱しております。
- 紺野委員,佐々木委員,高崎委員,高山委員,中野委員が所用のため欠席されておりまして,委員数17名に対し,12名の出席をいただいております。子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により、半数以上の委員の御出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

3 保健福祉部次長挨拶

加藤保健福祉部次長

- 未曾有の大震災から3年2か月が経過いたしました。災害公営住宅への入居が始まるなど、 着実に復興への歩みを進めている一方で、県内では、震災孤児・遺児1,057人のほか、 多くの子どもが被災しており、心のケアの充実や経済的支援など、それぞれの事情に応じ た多様な支援を必要としています。
- 皆様にはそれぞれの立場で、県の震災からの復旧・復興に御尽力をいただいていることを、 この席をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。
- 現在,県では,保育所入所待機児童の解消や,預かり保育,延長保育など,多様化する保育ニーズへの対応するため,平成21年度に策定しております「新みやぎ子どもの幸福計画」後期計画に基づき,様々な次世代育成支援対策を推進しているところですが,この計画が平成26年度までとなっており、同時に改訂作業を進めているところでございます。
- 本日は、新制度の進捗状況を御説明しました後に、「子ども・子育て支援事業支援計画」と「新みやぎ子どもの幸福計画」の関係性や、計画への記載事項等について御審議いただきますが、平成27年度以降の子ども・子育て支援施策を推進していく上で大変重要な計画にもなりますので、皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただきたいと思います。

4 出席者紹介

県関係職員の紹介

5 議事

議題(1)「国子ども・子育て会議の審議状況について」

(資料1-1 6頁)

- 新制度では、施設等の運営に係る経費への財政支援として、施設型給付及び地域型保育給 付の二つの給付が創設されております。
- まず、図の上の部分にあります施設型給付ですが、対象となる施設は認定こども園、幼稚園、保育所の三つとなります。
- 認定こども園には類型が4つございまして、4類型全てが施設型給付の対象となります。 (資料1-1 7頁)
- 「施設型給付等の支給を受ける子どもの認定区分」について、新制度では、認定こども園、 幼稚園、保育所や小規模保育等を利用する子どもについて、3つの認定区分が設けられ、 この認定区分に従って施設型給付等が行われます。
- 1号認定子どもにつきましては、満3才以上で教育のみを必要とする子どもが該当します。 1号認定こどもにつきましては、幼稚園及び認定こども園において利用定員が設定されます。
- 2号認定子どもにつきましては、満3才以上の保育を必要とする子どもが該当します。また、更にその下の3号認定子どもにつきましては、満3才未満の保育を必要とする子どもが該当します。
- 2号認定子どもにつきましては、保育所及び認定こども園において利用定員が設定されます。また、3号認定子どもにつきましては、それらに加えまして小規模保育等において利用定員が設定されます。

(資料1-1 8頁)

- 施設型給付については、これは地域型保育給付も共通ですが、保護者に対する個人給付を 基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、実際の給付の流れといたし ましては、市町村から施設、事業者に直接給付されることとなります。なお、保育料等は 施設・事業者が利用者から徴収することとなります。
- 私立保育所については、委託費として支払われることとなっておりますので、私立保育所 を利用する保護者は、現行制度と同様に、市町村と利用契約を締結し、市町村に保育料を 支払うことになります。

(資料1-1 9頁)

■ 新制度において、私立幼稚園には3つの選択肢があり、1つ目としては、認定こども園に移行し、施設型給付を受ける、2つ目としては、幼稚園のまま、施設型給付を受けるという選択肢です。この2つの選択肢、新制度に移行し、施設型給付を受ける場合の選考・保育料の取り扱いについて、表の一番右に記載されております。また、選考につきましては、施設の利用の申し込みがあったときは、正当な理由がある場合を除いて、施設に応諾義務

が課されます。また、保育料等につきましては、現在の認可保育所の仕組みと同様、保護者の所得に応じた応能負担となります。

■ 3つ目といたしましては、幼稚園のままで施設型給付を受けないという選択肢です。この場合の財政措置といたしましては、現在と同様、私学助成及び幼稚園就園奨励費を受けることになります。また、選考・保育料につきましても、現在と同様となりまして、選考につきましては、建学の精神に基づき、施設が行うこととなります。保育料等も施設の設置者が設定することとなります。

(資料1-1 10頁)

- 新制度では、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所を対象とする施設型給付に加えまして、4つの事業を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象としています。
- 小規模保育につきましては、認可定員が6人から19人以下の事業となります。なお、定員が20人以上の施設が認可保育所となります。
- 家庭的保育は、家庭的保育者いわゆる保育ママが保育を行う事業で、定員は5人以下となります。
- 居宅訪問型保育は、保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う事業となります。
- 事業所内保育は、事業所の従業員の子どもに加えまして、従業員以外の地域の保育を必要とする子どもの受け入れ枠を設けた場合に、地域型保育事業の対象となります。

(資料1-1 11頁)

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての位置付けを持つ単一の施設」を創設とされていますとおり、新制度においては、新たな幼保連携型認定こども園が創設されます。
- 認定こども園には4つの類型があります。認定こども園として必要な機能は2つございまして、1つ目といたしましては、幼児教育及び保育を一体的に行う機能、これは幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つということになります。2つ目といたしましては、地域における子育て支援の機能を持つことです。
- 認定こども園は、幼稚園及び保育所の認可の有無により類型が分かれます。
- 幼保連携型は、幼稚園及び保育所の2つの認可がある施設が、認定こども園になった場合 が該当いたします。
- 幼稚園型及び保育所型は、それぞれ幼稚園又は保育所の認可のみがある施設が、保育所機能、幼稚園機能を併せ持って、認定こども園になった場合が該当いたします。
- 地方裁量型は、幼稚園及び保育所の認可のない施設、無認可の保育所などが、保育所機能、 幼稚園機能を併せ持って、認定こども園になった場合に該当いたします。
- この4類型のうち、新制度により幼保連携型認定こども園のみが改正されており、主な変更点といたしましては、改正認定こども園法に基づく単一の認可となる点です。先ほどご説明いたしましたとおり、現行制度の幼保連携型の認定こども園は、幼稚園及び保育所の認可に加え、認定こども園の認定が必要となります。これが新制度では、幼保連携型認定こども園の認可を受けることとなります。
- 次に、指導監督が一本化される点、また、財政措置が施設型給付で一本化される点です。

現行制度では、幼保連携型認定こども園となりましても、幼稚園部分は幼稚園として、また保育所部分は保育所として、それぞれ指導監督・監査を受け、財政措置につきましても、幼稚園は幼稚園として、保育所は保育所としての補助制度がありました。会計も幼稚園と保育所で分ける必要があり、こういった事務の煩雑さが、認定こども園の普及が進まない要因の一つと考えられていますが、新制度における幼保連携型認定こども園は単一の施設となりますので、全て一本化され、改善が図られることとなります。

■ 幼保連携型以外の3類型の財政措置につきましては、施設型給付に一本化されますが、施設体系は現行どおりとなります。

(資料1-1 12頁)

■ 幼稚園は学校教育を提供する施設として、学校教育法に定められております。一方で、幼 保連携型認定こども園は、学校教育及び保育を提供する施設でありますことから、認定こ ども園法において、教育基本法上の「法律に定める学校」と定められております。

(資料1-1 13頁)

- 「市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援 事業計画に従って、以下の事業を実施する」とされておりまして、13の事業が地域子ど も・子育て支援事業に該当します。このうち、新制度において新規事業となる3つの事業 について簡単にご説明いたします。
- 「①利用者支援事業」につきましては、認定こども園などの教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業となっております。この事業につき ましては、

(資料1-1 14頁)

- 「⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業」につきましては、保護者の世帯所得の状況等を 勘案して、日用品、文房具等の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に対し、助成する事 業となっております。
- 「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」につきましては、多様な 事業者の能力を活用した施設の設置又は運営を促進するための事業となっておりまして、 具体的には、各市町村において、保育士のOB等を活用した支援チームを設けまして、新 たに参入した事業者に対し、相談・助言などの巡回支援を行う事業などが想定されており ます。

(資料1-1 44頁)

- 地域型保育事業には4つの事業がございまして、その設備及び運営に関する国の認可基準 につきましては、先月30日に公布されております。主な認可基準について、職員に関す る基準を中心にご説明いたします。
- 小規模保育事業につきましては、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育に近い類型)、B型(中間型)の3類型が設けられております。
- A型につきましては、職員数は「保育所の配置基準+1名」とされており、保育所と同様、 全員が保育士資格を持っている必要があります。
- B型につきましては、職員数は、A型と同様、「保育所の配置基準+1名」とされていますが、保育士資格については、職員数の1/2以上とされています。

■ C型につきましては、職員数は、0~2歳児3人につき1人とされており、家庭的保育者が保育を行います。なお、補助者を置いた場合は、5人まで保育することができます。

(資料1-1 45頁)

- 家庭的保育事業につきましては、職員に関する基準は、先ほどご説明いたしました小規模保育事業のC型と同様です。なお、家庭的保育事業と、小規模保育事業のC型の違いにつきましては、家庭的保育者が1人で、又は補助者と協力して保育を行う形態が家庭的保育事業であり、複数の家庭的保育者がグループを作って保育を行う形態が小規模保育事業のC型となります。
- 事業所内保育事業につきましては、この事業は定員によって基準が異なります。定員20 名以上の場合は保育所と同様の基準、定員が19名以下の場合は、小規模保育事業A型、 B型と同様の基準となります。
- 居宅訪問型保育事業につきましては、職員数は、 $0 \sim 2$ 歳児1人に対し1人とされております。

(資料1-1 50頁)

- 公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、一人当たりの単価として、国 が定めるものです。
- 下のイメージ図をご説明いたします。図の真ん中に「公定価格」とありますが、この公定 価格から、左の施設型給付の下側にあります「利用者負担額」を差し引いた部分が施設型 給付費として施設に支払われることになります。なお、私立保育所の場合は、図の右にあります委託費として支払われます。違いといたしましては、施設型給付の場合、利用者負担額は施設で徴収いたしますが、委託費の場合、市町村で徴収いたしますので、利用者負担額も含めて施設に支払われることになります。
- 公定価格につきましては、先日、新聞報道等がありましたとおり、今週、月曜日に国の子ども・子育て会議において仮単価が示されております。また、来月上旬に開催されます国の説明会において、国から各都道府県等に対して、仮単価について説明がされる予定となっております。

(資料1-2)

- 市町村では、昨年度まで幼児期の教育・保育や子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する、いわゆるニーズ調査を実施しました。その後、国が示す 手引きに基づき、教育・保育等の「量の見込み」を算出いたしました。
- 現在,市町村では,算出された「量の見込み」と,直近の実績値等との乖離要因を分析するとともに,数値の補正等を検討しているところであります。
- 今後の予定といたしましては、先日、公定価格の仮単価が提示されましたので、今後、既存施設への新制度移行の意向調査を実施することとなっております。こちらにつきましては、私立幼稚園を県で、私立保育所や認可外保育施設を市町村で実施する予定としております。また、市町村では、それと同時に既存の公立施設の認定こども園への移行等を検討していくこととなっております。
- その後、市町村では、分析・補正後の量の見込みと、提供体制との乖離をいつ、どのように確保していくのかを検討するとともに、計画の構成などを検討し、計画案に反映してい

くこととなります。

- このように計画を市町村が9月末までに概ねの案を作成すると同時に、県におきましても 計画案を作成することになっておりまして、その後、県・市町村ともにパブリックコメン ト等により、県民の意見を反映し、修正した上で、来年3月末までに計画を確定する予定 となっております。
- 県の子ども・子育て会議の今後の予定といたしましては、現在、市町村で分析・補正等を 行っております量の見込み等を6月末時点で報告いただき、その量の見込みの積み上げと 計画案を、7月下旬の子ども・子育て会議で御審議いただく予定としており、そこでの御 意見・御提言や市町村との再調整結果等を反映した計画案を9月末、その後、パブリック コメントを反映した計画案を12月中旬、さらに、そこでの御意見・御提言を反映した計 画を2月上旬に御審議いただきたいと考えております。

足立会長

■ ただ今、事務局より「国の子ども・子育て会議の審議状況」、それから「新制度施行までのスケジュール」の説明がございました。それぞれの委員の立場でご質問、ご意見があるかと思いますので、挙手いただければと思います。

村山委員

- 資料1-1の8ページにある法定代理受領について、例えば私立幼稚園が新制度に移行した場合に、会計上の収入科目は何になるのか示していただきたい。
- 9ページにある応諾義務の具体的な例を示していただきたい。
- 9ページの特段の申し出を行わない限り「施設型給付」の対象として確認を受けたものと みなされるとありますが、不祥事を起こした幼稚園や裁判中の幼稚園など、私学助成を受 けられないような状況の幼稚園も、市町村において無条件で確認をして、施設型給付を受 けることができるのかどうか。
- 11ページの現行の認定こども園法で公立の認定こども園が設置され、運営されておりますが、それは保育園と幼稚園の認可をもらった認定こども園なのか、それとは関係なく認定こども園として認可をもらって運営しているのかどうか。細かい説明をお願いします。
- 44ページの地域型保育事業の認可基準について、A型の設備・面積のところに、0・1 歳児は1人当たり3.3㎡と書いてありますが、これは保育室なのか、ほふく室なのか、乳児室なのか、限定せず何でもよいということで書いているのか確認したい。
- スケジュールの中では、6月の私立施設への意向調査の中で、私立保育所についても意向 調査の範疇に入っておりますが、保育所関係は既に委託費で新制度に入ることになってい るにも関わらず、なぜ意向調査が必要なのか、不要ではないのかと思っております。
- 私立幼稚園に限って県で取りまとめることになっておりますが、私立幼稚園の側からすれば、利用者負担も確定せず、公定価格も確定しない状況で意向調査をされても答えようがない。具体的に市の条例で公定価格、利用者負担を明示した上で意向を取りまとめていただけるように計画を変更していただきたいと思っております。

事務局

- 法定代理受領した場合の会計科目については、確認して後ほど回答させていただきます。
- 応諾義務の具体例ですが、定員を上回った申し込みがあった場合などにつきましては選考ができるとされております。
- 不祥事を起こした幼稚園が施設型給付に移行できるかどうかにつきましては、確認制度の中で運営基準等がありますので、その基準に合致するかどうかを審査いたしまして、市町村で確認することになります。
- 公立の認定こども園につきましては、公立の場合も、私立の場合もシステムとしては同じでありまして、公立の場合は認可ではなく届出ではありますが、幼稚園及び保育所の届出を行っている施設が認定こども園の認定を受けた場合に、幼保連携型認定こども園と認定されております。
- 小規模保育事業につきまして、3.3㎡、1.98㎡が乳児室、ほふく室と限定されるのかということにつきましては、基準では、「乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室を設ける」となっておりますので、乳児室、ほふく室が必要となります。
- スケジュールの私立保育所の意向調査の件につきましては、認定こども園への移行の意向 調査となっております。また、私立幼稚園への意向調査の計画を見直せないかという御意 見でございましたが、こちらにつきましては、国から示されている大きなスケジュールの 中で動いていることもございまして、来月4日に国主催の会議で説明を受けてまいります が、現行では御提示しましたスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

足立会長

■ 小規模保育事業の1人当たり3.3㎡は保育室ということでよろしかったでしょうか。

事務局

■ 小規模保育事業の面積基準1人当たり3.3㎡は乳児室又はほふく室の面積となります。

足立会長

■ 来月早々に国から説明があるとのことでしたが、その情報は私立幼稚園にすぐ流れるのでしょうか。

事務局

■ 具体的には国から説明を受けてからとなりますので、申し訳ありませんが、現時点でお約束できません。

髙野委員

■ 小規模保育事業で気になるところとして、B型ですと保育士は1/2以上で認可となります。認可保育所は、資格がない保育士を雇用できないし、保育に当たることはできない。しかし、小規模保育事業は半分だけ資格を持った保育士がいればよいといったところに納

得がいかない。国の監査でも保育の質を上げるよう保育士の研修などによる資質向上を求められています。小規模保育事業は苦し紛れに作った制度なのでしょうが、保育士が集まらなければ半分は保育士の資格が無くてもよいということに対して問題を感じています。

- 居宅型でお母さん方が家で子どもをみる保育ママですが、ご存知のように、先日ファミリーサポートといわれる方がお預かりした子どもが亡くなってしまいました。待機児童や子育て支援への対応で、何でもいいから制度を作ろうというところに憤りを感じています。
- 認可保育所は保育士の質を上げて、どこの保育所も子育て支援をやるようになってきています。格差社会で様々な子どもが一緒にいる中で、子どもはもちろんのこと、保護者の心のケア、生活のケアまで考えていかなければならないというときに、どうしても保育士の資質に大変問題を感じており、さらにそこで同じ認可となりながら、なぜ片方は資格が無くてよいのか。本当の意味で子どものことをどう考えているのかと今回この制度の中で強く感じました。県としても今後計画を定めていく中でそこを考慮していただくといいと思っています。

池川委員

■ 放課後児童健全育成事業につきましては、地域子ども・子育て支援事業の1つの中で説明が終わってしまったのですが、4月30日に放課後児童クラブの国の基準が示されております。市町村事業ではありますが、県にも責任があると思いますので、その辺りの説明をいただければと思います。

事務局

- 放課後児童クラブについては、国で職員の資格、員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて、新たに基準を定めることとしておりまして、先月30日に基準省令が公布されております。
- 新制度におきましては、放課後児童クラブの改善につきましても消費税財源を活用いたしまして、量の拡充と質の向上を図っていくこととなっておりまして、対象といたしましても小学校6年生までとなっております。
- 現在,市町村で計画を作成しておりますが,放課後児童クラブにつきましてもニーズ調査をしております。ニーズに応じた計画を作成しておりますので,それを踏まえて県の計画にも反映してまいりたいと考えております。

池川委員

■ 今回の基準の中で、県で資格の問題が出ていたかと思います。放課後児童クラブ支援員という形になると聞いておりますが、その資格に関して県が責任を取らなければならない部分があると存じますがいかがでしょうか。

事務局

■ 新制度での放課後児童クラブの支援員については、保育士などで都道府県知事が行う研修 を修了した者でなければならないと規定されております。こちらの都道府県知事が行う研 修につきましては、これから検討させていただきたいと考えております。

池川委員

- 各市町村において、この1年の中で条例を定めて計画を作成していくに当たって、国の基準が示されたのが先月末ということで、非常にスケジュールが厳しいと皆さんおっしゃっています。5年の経過措置はあるものの、各クラブに1人以上資格者を置くとなると、今までの児童厚生員の資格と同じものに加えて研修を受けなければ支援員になれないということで、現在、放課後児童クラブにいる指導員は全員研修を受けなければならない状況で、どうやって5年間で受けられるのか、非常に戸惑っている声が市町村から聞こえているのではないかと思います。
- これまでは、県子ども総合センターなど1か所で行うため、気仙沼など遠方からなかなか出てくることができない場合や1人抜けると運営ができない場合など、支障が起きてくると思います。その辺りの事情を考慮し、至急考えていかなければならないことと思っております。
- 県においても、国が遅れているなど事情があるかと思いますが、県として具体的なことを 早めに決定していくために、作業部会のようなものを構築してもよいのではないかと考え ております。そのようなお考えがあればお聞かせください。

清野委員

■ 放課後児童クラブの基準で、従うべき基準と参酌すべき基準に区分されていますが、その中で児童の集団の規模として概ね40人とするということと、施設・設備の参酌すべき基準として1.65㎡以上という基準が示されております。これは何に基づいた基準なのか、子どもの安全安心を十分に配慮した基準なのか、集団に相応しいということで国から基準が示されたと思うのですが、県として、この辺りの考え方をしっかり踏まえていただきながら進めていく必要があるかと思います。

事務局

■ 放課後児童クラブの基準について、根拠等は持ち合わせておりませんが、国でしっかり検 討した基準でございまして、適切な基準と考えております。

清野委員

■ 確かに国で定められた基準ではあり、今後、それぞれの市町村で近いうちに示すのかと思いますが、県としての受け止め方という部分で何かあればお聞かせいただきたい。

事務局

■ 放課後児童クラブにつきましては、現在はガイドラインというものがあるだけで、基準というものはございませんが、今回の基準により、少なくとも現状よりは改善が図られるという風に考えております。

議題(2)「計画作成の方向性について」及び議題(3)「計画の構成案について」 (資料2)

- 県は、市町村が作成する「子ども・子育て支援事業計画」を支援する「子ども・子育て支援事業支援計画」を作成することになっております。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に位置づけられている「新みやぎ子どもの幸福計画」につきましては、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進する計画であるのに対しまして、「子ども・子育て支援事業支援計画」は、幼児期の学校教育・保育の提供の確保や、一次預かりをはじめとする地域の子育ての充実など、幼児期により重点を置いた計画になっております。
- 次世代育成支援対策推進法の失効期限が平成26年度までの時限立法であり、法に基づく 行動計画である「新みやぎ子どもの幸福計画」も同様に平成26年度までとなっておりま したが、このたび次世代育成支援対策推進法の執行期限が10年間延長されました。
- 子ども・子育て関連3法の成立に伴いまして、次世代育成支援行動計画の策定は任意化されましたが、子ども・子育ての施策を総合的に推進する計画としまして、「新みやぎ子どもの幸福計画」の継続は必要不可欠であると考えており、「子ども・子育て支援事業支援計画」を包含する形で策定したいと考えております。

(資料3)

- 計画への記載事項につきましては、国の基本指針案に必須項目と任意項目が定められており、基本的に指針に沿って作成していくこととなります。
- 1の「区域の設定」といたしまして、教育・保育等の量の見込み、提供体制の確保方策等を定める単位として、区域を設定することになっております。こちらにつきましては、次の議題で詳しく御説明いたします。
- 2の「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」といたしましては、設定した区域それぞれにおきまして、認定区分毎に平成27年度から平成31年度までの需要と供給、また、需要と供給にギャップがある場合には、その確保方策を定めるものでございます。計画へ記載する需給の量につきましては、市町村計画の積み上げとなります。
- なお、2には方向性とその考え方を記載することとし、区域毎の詳細な量の見込みなどにつきましては、下に記載しております「幼児期の教育・保育基盤の確保・整備」といたしまして、別途記載することを想定しております。
- 県が定める事項といたしまして, (2) の真ん中にあります国の基本指針案に記載されておりますが, 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の認可・認定の基準として, 需要と供給を比較する際の需要に加算する数を定めることとなっております。
- 3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」といたしまして、(1)の認定こども園の普及に係る考え方や(2)の目標設置数・設置時期、(3)の既存施設から認定こども園への移行に必要な支援や、(4)の幼稚園教諭と保育士の合同研修支援等を記載することになっております。
- 4の「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に

従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置」といたしまして,主には,課題となっている保育士の確保策や,資質向上のための対策を記載することになっております。

- 5の「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携」といたしまして、児童虐待防止対策や社会的擁護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実に関しまして、記載することになっております。
- 6の「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整」といたしましては、市町村を超えて広域利用している場合、市町村が作成する計画には、その量を市町村間で調整することになっておりますが、市町村間で調整がつかなかった場合に県が広域的な見地から調整を図ることとなっており、今後、必要に応じて調整の考え方などを記載することとしております。
- 7は「教育・保育情報の公表」に係る実施体制の整備を始めとする公表に関する事項,8 の「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」といたしましては、仕事と子育てを両立するための働き方の見直しや多様な働き方に対応した子育て支援などを記載することとしております。

足立会長

■ ただ今、事務局より「計画作成の方向性について」、それから「計画の構成案について」 の説明がございました。ご質問やご意見はありますでしょうか。

小林委員

- 被災した子どもたちについて真剣に議論していかなければならないと思います。そういう 意味では、国の計画を包含した形でのみやぎ子どもの幸福計画を策定するというのは共感 しましたが、先ほどから伺っていると、どうしても国の数値的な部分に縛られてどんどん 萎縮しまうような気がして少し心配です。
- これまでも子育て力が低下しているということで、子育て支援に力を入れてきたと思うのですが、被災した親は疲弊しておりますので、それらを支えていく保育所や幼稚園の先生方の苦労も並大抵ではないです。先ほどから出ている量的なこと、質的なことを保障していかなければならないと思いますので、国の基準にこだわらず、宮城県なりの大きな視点でこの計画を策定していくことが私たちに課せられた役割なのかと思います。
- 教育と保育が一体化されて、既に試行しているところもあるので、例えばその中で起きている問題はどうなのか、あるいはこれからその幼保連携型で進められる幼児教育というのはどういうものなのか、カリキュラムはどうなるのか、日常的な子どもの生活はどうなるのかというところまで話し合わないといけないのかと思います。
- 小・中学校、高校の傷つきの激しい子どもというのは、家庭的な問題を抱えている子どもが多いように思います。そういう意味では、乳幼児期のケアが非常に大事で、家庭力を補う意味で、専門の先生方の協力が無くてはならないことですので、10年程度のスパンで子どもたちの傷つきを取り除くためにはどうすればよいかという大きい視点の議論がしたいと思っています。

事務局

- お話のあった視点は非常に大事だと思っております。
- 子ども・子育て支援事業支援計画の構成案をお示ししておりますので、そのような御意見をいただいていると思います。これから「みやぎ子どもの幸福計画」の議論もしていくということになりますので、今、お話のあった子どもたちのための支援については、そちらの計画の中でいろいろと議論をしていただいて、策定していくことになると思います。
- 計画を一体的に策定していくことにしておりますので、次世代育成支援対策地域協議会と本会議で同じ委員が多いのですが、両方の機関で意見をいただいて、総合的に作っていきたいと考えているところでございます。

村山委員

- ただ今の事務局の発言からしますと、「新みやぎ子どもの幸福計画」と「子ども・子育て支援事業支援計画」は並列なのかという思いもありますが、包含されてしまいますと、私たちは何のために子ども・子育て会議を開いているのかわからなくなるのではないかと思います
- 大きな事業計画を策定するのに包含されてしまうのでは、最初からそちらにお任せでよかったのではないかという思いもあります。
- 年次計画を策定しないといけないのではないかと思います。一気に計画等を1年では策定できないボリュームです。所管部署をどこが受け持つのか、私学文書課がやるのか、子育て支援課がやるのか、教育委員会がどういう立場で入るのか、幼稚園もあれば、保育所もあれば、認定こども園もあるわけで、これらを一緒にした支援計画はかなり大変ではないかという思いをしております。

事務局

- みやぎ子どもの幸福計画は、次世代育成支援という大きな理念も含めた計画になっております。今回、特に幼児期の学校教育・保育の部分に重点を置いた計画が支援計画ということになりますので、それぞれ根拠法が別にあり、それぞれに作る計画ではあるのですが、子どもたちの将来に対する総合的な計画という意味では、理念なり、大きな枠組みという部分では共通するため、一体的に策定するという意味で、完全に取り込まれてしまうというようなものではございません。
- 特に、こちらの支援計画は年次ごとの整備計画というものを数値的にまとめていくという性格の計画になっておりまして、完全にここでの議論が取り込まれてしまうということではありません。子どもたちのための計画という意味では、一体的な理念のもとで策定していくという意味で御説明させていただきました。

髙野委員

■ 現場は、まだ何も教えてもらってない。厚労省からどんな形で、文科省からどんな形で、 今回の新制度が平成27年度からどうなるのかは、仮の公定価格というのは資料が届いて います。でも、仮となっているし、例えば私は仙台市の保育所なのですが、仙台市から認定こども園になるのかということも聞かれていない。制度が変わることについても何ら説明がない。何もわからなくて新聞読んだり、新聞読めば保育士でなくて、主婦が一定の研修を受ければ保育の役割を果たせるようなのが出ていたり、現場とは離れたところでいるいろな制度とか、内容が決まっていくということに対して、どこまで信用していいのかわからない。

- 制度が変わっても、変わらなくても、現場での保育の役割が年々大きくなっていく。
- どうしても行政だから国から受けてということになるが、県としてはどうなのか、仙台市としてはどうなのか、計画を策定すると言葉にするのは簡単ですが、それをどのように実践していくのかが重要です。幼稚園なり、保育所なり、児童館とか、いろいろなところで皆さんが疲弊している。その辺りが全然わかっていない。
- 例えば、6年生までとなった学童保育もぎゅうぎゅうです。こんなに人がいて落ち着くのかと不安になります。保育所でもそうです。例えば1号、2号、3号認定とありますが、変な話、保育料が払えていないような子どもは入れないという施設長がいます。だから、そういうところでもう少し今の子育て事情、現場、そういうものを行政はもっときちっと把握した上で、国から出たものをどこが受け入れられる、どこが受け入れられない、ここは不足しているから県でどうしよう、市町村としてどうしようと考えてもらわないと、新しく出た制度で振り回されてしまいます。
- 今までエンゼルプラン、新エンゼルプラン、次世代など、国が出してきた制度で成功したものは一つも無い。それが成功していないのは、はっきり言えば子育てにお金をかけていないということが一番だと思う。国から出されたものをしっかり把握しながら、県としてどうしていくのか、どうも県は知事の考えなのか、経済は良いのだけれど、福祉に関しては薄いような気がします。今回を機にもう少し現場で子ども、家庭の状況をしっかりと把握しながら新しい制度を取り込んでいただきたい。そして、それにプラスする形で計画を立てていただきたいという思いがあります。

奥村委員

- 計画そのものは非常に素晴らしいと思いますが、資料2の子ども・子育て支援事業支援計画の中で、保育士の確保・資質向上、そして、支援を要する子ども・家庭への対応となっています。宮城県の場合は被災県であるということがございます。やはり子どもの心でありますとか、そういうものに対する取組というのをきちっとしていかなければならない。虐待の項目も出ておりますけれども、子どもの心は、3年、5年、10年ぐらい不安な状態になったり、あるいは登園できない子どもが増えたりします。それを支えていくのが、幼稚園や認定こども園等になるのではないかと思います。
- 待機児童解消のための施設増設がこれから続くと思うのですが、やはり質の確保をどうしていくのかという問題だと思います。
- この時期に入って幼稚園、保育所でノロウイルスによる季節型の感染性胃腸炎の集団発生がございまして、消毒など感染症対策を徹底しているのかなと思うところがあります。講習会、研修会等を通じて職員の資質を向上していく必要があると感じております。計画の

項目として,幼稚園教諭と保育士の合同研修というのもありますので,保育所,幼稚園と もに取り組んでいかなければならないと思っております。

■ 親から喜ばれている制度として、延長保育と病児保育がありますが、病児保育は医師会としても取り組んでいきたいと思っております。しかし、病児保育といいますのは、感染症が多い時期はある程度利用者がいるのですが、夏場など閑散期になりますと、空床補償のようなものが無いと積極的にはやれない状況にもございますので、今後そういうことについても具体的な計画を検討していっていただきたいと思っております。

君島委員

- 県子ども・子育て支援事業支援計画の構成案の中で、任意記載事項又は記載なしと記載してありますが、この取扱いについて、宮城県としてはどうするのかお聞きしたいと思います。
- 「教育・保育情報の公表」とありますが、研究者の立場で申し上げますと、ここ数年保育とか教育に関わる県が発行する統計資料が廃止されたり、ホームページに掲載されているが辿り着けない、データを収集するということに困難を感じてきています。例えば学校統計要覧が前触れもなく廃止されたり、子育て支援施策の概要の記載内容が減ってきたりとか、この「教育・保育情報の公表」の内容が気になるところです。

事務局

- 資料3の右端にあります必須記載事項、任意記載事項等の記述につきましては、国の指針 案の取扱いを記載しておりまして、県といたしましては、任意記載事項につきましても構 成案どおり盛り込んでいくことを想定しています。
- 公表につきましては、今後検討させていただきます。

村山委員

■ 2と3の議案に賛成とか、了承というのはいらないのでしょうか。意見しただけでよいのですか。

足立会長

■ まず4の説明を受けたいと思います。

議題(4)「区域の設定について」

(資料4 1ページ)

- 県計画を作成する上で、区域を設定することとなっておりますが、国の基本指針案で示されている区域設定に関する事項につきまして御説明いたします。
- ①に「市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域」とありますが、この教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期につきまして、左下の図①で御説明いたします。

- 左側の需要は、現在の施設の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要量、いわゆる量の 見込みとなっておりまして、右側の下の供給は、新制度施行前で確保できる教育・保育等 の提供体制となっております。この需要と供給を比較して、需要が供給を上回っている場 合には、そのギャップを、区域毎に必要となる年度に合わせて、必要な量の施設の整備や 保育事業を実施していくこととなります。
- 国の基本指針案②の「隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定める」とありますが、この隣接市町村間等における広域利用につきましては、下の②にありますとおり、居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する施設を利用することであり、保育所の場合は児童福祉法に基づいて市町村間で協定等を締結しております。
- 国の基本指針案③の「教育・保育施設の認可,認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。」とありますが、この需給調整につきまして、右下の図③で御説明いたします。
- 施設の認可・認定の申請があった場合には、その区域の需要と供給を比較し、需要が供給を上回っていれば、原則認可・認定となり、一方で、供給が需要を上回っていれば、需給調整の対象となり、認可・認定をしないことができることとなっております。
- 国の基本指針案④につきましては、教育・保育を通じて共通の区域設定をすることを基本とする一方で、⑤につきましは、実態に応じて、認定区分ごとに設定することもできるとされております。
- 続きまして、国の基本指針案②に「広域利用の実態を踏まえて」とありましたので、県内 市町村の広域利用の状況を御説明いたします。

(資料4 2ページ)

- 《県内広域利用の実態》にありますとおり石巻市といたしましては、登米市・東松島市など6市町と広域利用しており、登米市といたしましては、石巻市・大崎市のほか、石巻市が広域利用していない栗原市や南三陸町など5市町と広域利用しており、同様に大崎市は、加美町や色麻町など9市町村と、大衡村は2市町と広域利用している状況にあります。また、仙南地域では相互利用の協定を締結しており、9市町全てで広域利用しております。
- これらの繋がりを踏まえて区域設定をしますと、広範囲を1区域として設定することになり、これら2区域とその他の市町村毎となります。
- しかし、1番下に記載しておりますが、基本指針案③では、需給調整の判断基準になることを踏まえて設定すると記載されておりますので、需給調整による課題につきまして御説明いたします。

(資料4 3ページ)

- 1番上の図は宮城県の実態を簡略化した例を記載しておりますが、右の吹き出しにありますとおりA市はB市と、B市はA市・C町と、というように隣接している市町村と広域利用していることによりまして、結果としてA市からD町までの広範囲を1区域に設定している状況となっております。
- 需要と供給の状況を見ますと、需要が供給を上回るA市、需要と供給が均衡するB市・C 町、供給が需要を上回るD町で構成されており、区域全体の需要は240、供給は220 となり、需要が供給を上回っている状況になっております。

- 仮に、需要と供給が均衡しているB市やC町、供給が需要を上回っているD町など、供給 量を増やす必要性の無い市町村に、施設の設置申請があった場合、区域全体では需要が供 給を上回っているため、原則認可・認定することとなります。
- 区域全体の需要と供給を基準として県が認可・認定することにより、市町村が策定する事業計画との乖離が生じるとともに、実態として需要と供給のバランスが崩れ、施設等で定員割れが生じる恐れがあります。
- ただし、参考として記載しておりますが、仮に、C町に30の施設が設置された場合、区域全体としては、供給が需要を上回る状態にはなりますが、その後、本来必要としているA市に対して施設の認可・認定の申請があった場合は、需給調整の対象にはなりますが、認可・認定をしないことができるだけであり、認可・認定することは可能です。

(資料4 4ページ)

- 県内市町村においても区域の設定を行うことになっておりますが、現段階での方向性としましては、多くの市町村が全域を1区域とする方向で決定又は検討中でございます。
- 以上,広域利用の実態,それを踏まえた需給調整による課題,県内市町村の動向等を勘案し,県の区域の設定案といたしましては,市町村毎を1区域とすることを基本的な方向性とし、今後の計画を具体化したいと考えております。
- ただし、下に掲げております留意事項を踏まえて、市町村と十分調整したのちに、最終的な区域を設定いたします。
- 1つ目としまして、各市町村が需給バランスの取れた計画を策定すること。
- 2つ目としまして,新制度施行後に,県が施設の認可・認定を行ったことにより,市町村が設定した区域毎の整備計画に支障を来すことのないこと。
- 3つ目としまして、合併等により市町村毎であっても広範囲となる場合には、市町村が作成する計画を考慮すること。
- 以上に留意の上、今後も引き続き市町村とは調整を図っていくこととします。

足立会長

■ 新制度施行までのスケジュールの中で、この区域の設定がどのように落とし込まれていく ものなのでしょうか。

事務局

- 今回,設定する区域につきましては、県が計画を作成する上で、国の基本指針案にございましたとおり教育・保育の量の見込みや確保体制を定める単位となっておりますので、計画案を作成した段階で、各区域毎で量の見込み等を記載することになりますので、そこで区域というものが計画に反映されるということになります。
- スケジュールの中で申しますと、7月下旬の子ども・子育て会議で計画案と量の見込みを お示しすることになっておりますので、それは区域毎でお示しする予定になっております。

村山委員

■ 区域の設定案ですが、基本的な方向性としては1市町村1区域とするというようになって

おりますが、私立幼稚園所管の私立幼稚園は仙台市にありながら富谷町の子どもが利用していれば、富谷町にある幼稚園を仙台市の子どもが入園しています。こういう場合は区域の設定を誤ると大変混乱が生じるということがあります。従いまして1市町村1区域にするというのには幼稚園側は反対なのですが、保育所はこれでないと前に進まないということもありまして、具体的に仙台市を中心とした区域の設定がどうあるべきかというのをもう少し検討していかないと、石巻とか、登米とか、大崎はこれまでやってきているので、その支障は無いように思うのですが、仙台市と名取市周辺、仙台市と多賀城周辺はどうなるのかというのをもっとしっかり検討していただかないと、7月に計画案を示されたところで変更ができるのか確認をしたいと思います。

事務局

■ 区域の設定につきましては、広域利用を妨げるものではございませんので、例えば、仙台市の幼稚園に他の市町村から通っている子どもがいるという場合であれば、仙台市が作成する計画の中で、入ってくる子どもの部分も需要として計画に反映させるということをいたしますので、区域を設定することで市町村間の子どもの行き来ができなくなることはないということになります。

こちらについては、幼稚園も保育所も同じ考え方となります。

村山委員

■ 全県で1区域ですか。

事務局

■ 計画に定める区域といたしましては、市町村毎ということになりますけれども、利用の実態といたしましては、市町村毎ではないということになります。

村山委員

■ 区域の設定の考え方が間違っているのではないですか。通える範囲を設定するのではないですか。全県1区域にした方がいいのではないですか。

事務局

- 利用の実態としては、先ほど御説明しましたとおりとなっております。
- 計画の区域を全県1区域にしますと、3ページで御説明いたしましたとおり需要が供給を上回っている場合には、供給増の必要がない市町村に施設設置の申請があった場合には、認可・認定しなければならないという課題がございます。そのため、今回は市町村毎とさせていただきたいと考えておりました。
- 市町村はニーズを把握しまして、必要量を市町村毎に決定いたします。そして、供給量の不足分について、5年間の整備計画を立てることになっておりまして、県は市町村から全て協議を受けることになっております。
- 今回策定する計画において、需給バランスの取れた整備計画のようなものの単位として区

域を設定するということですので、広域利用の区域を設定するのとは別となります。

■ 区域毎に需要を把握して、供給の計画を立てるわけですが、現在の利用実態というのがありまして、保育所でしたら広域利用していますから、実態も踏まえて市町村毎にどのくらい自分の町には保育所が必要かというのを決めるわけです。

村山委員

■ 2ページにはそのように書いていないでしょう。

事務局

- 資料の内容で誤解をされてしまったというところかと思います。説明の順番というのがあったのかもしれませんが、区域を定めるために様々考慮しなければならない事項というものがございます。
- 1ページの②に市町村の広域利用の実態を踏まえてとありまして、宮城県の広域利用の実態を表したのが2ページの資料となります。
- それから、1ページの③に需給調整の判断基準が区域毎に決まりますので、その辺りも十分踏まえてとありまして、それを1つのパターンとしてお示ししましたのが3ページでございまして、広域で設定した場合には、市町村単位で供給量が需要量を超えていても認可をしなければならない状況になるという課題もございます。
- 以上、1ページに示されている区域を設定する上で、考慮しなければならない事項を1つずつ説明をさせていただいて、4ページ目に結論を記載したということですので、広域利用の部分と誤解を与えてしまったということかと思います。
- 基本的に市町村でも計画を策定し、それをまとめた形で県計画を策定いたします。区域の 設定については、市町村と県でバラバラというわけにもいかないと思っておりますので、 市町村の計画と整合を取りたいと考えております。
- 現在の状況を市町村にヒアリングしたところによると、多くの市町村が全域を1区域に設定する方向で決定又は検討している状況もありますので、基本的には1市町村1区域という方向でまずは進めさせていただきたい。今後、市町村でも議論されていきますが、合併市町村であれば旧市町村毎で設定するという可能性も無くはありません。そういう設定を市町村でした場合には、県と市町村で調整をさせていただくということで、今後、最終的に修正をする可能性はあると考えております。
- 広域利用というのは、現状をはじめに説明してしまったので、誤解が生じたのかと思います。

足立会長

- 先ほどこの議題に入る前に、村山委員から各事項の了承を得る必要があるのではないかと の御意見がございました。この子育て会議は、子育て支援施策のプロセスに参加できる仕 組みとして行われていて、了承するということではなく、我々は計画作成に対して意見を 述べる場と認識しています。
- ただ今、説明を受けて、様々な御意見が出てきていて、了承というよりも、むしろいろい。

ろな課題が見えて、ということではないかと思います。そういった理解でよろしいでしょうか。

事務局

- はい。
- 今後,3回目,4回目,5回目と同じように会議を開催させていただきます。その中で,計画であれば今回の構成案を基本として内容を書き込んだものをお示しさせていただいて,また御意見をいただき,また,量の見込みや確保方策についても取りまとまった段階でお示しさせていただいて御意見をいただくことになります。この会議でいただいた意見を踏まえて修正し,最終的な計画に取りまとめていきたいと考えております。

小林委員

- それぞれの市町村でこの計画を立てておられるのですが、先ほどのお話からして、それぞれの市町村から出してきた計画を尊重して計画をまとめていくという立場でよろしいでしょうか。例えば、調整しなければならない事項が出てきたときに、市町村の計画を見直すよう求めるものになるのか、前向きな提案をこの会議でしていくような場になるのかということだけお聞きしたい。
- 区域の設定の4ページで、県が施設の認可・認定を行ったことで、各市町村が設定した区域毎の整備計画に支障を来すことがないこととありますが、県が施設の認可・認定というのはどういうことなのか説明していただきたい。

事務局

- 市町村の計画については、県に協議が必要という制度になっております。市町村で議論していただいて、こういう形にしたいというものを県に協議していただきます。それについて、県として回答するということになります。
- 県で認定こども園等の認可・認定の権限を持っております。市町村では、需要と供給のバランスを取った整備計画を立てることになっておりますが、例えば施設の整備の必要性がない市町村に施設の認可・認定の申請があった場合、県の区域設定が市町村と違うために認可・認定することとなり、市町村の整備計画と乖離が生じるということがないよう留意したいということでございます。

足立会長

■ 以上で議事を終了させていただきます。

※事務連絡等

5 閉会

司会(子育て支援課 江間副参事兼課長補佐)

•	以上を持ちまして宮城県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はお忙しい 中,誠にありがとうございました。